

医療法人の非営利性の確保状況等に関する 都道府県等調査の結果について

調査の趣旨

本調査は、47都道府県（医療担当部局）及び7地方厚生局を対象に、原則として平成15年8月末現在を基準とし、非営利性の確保に関する指導状況、理事長要件緩和後の非医師理事長の認可状況及び経営情報の開示状況等について、調査を行ったものである。

調査結果

非営利性の確保に関する調査

1. 報告聴取等の措置件数（平成10年度～14年度）

| 項 目 | 件 数 |
|----------------------|-----|
| a 報告聴取（医療法第63条） | 12 |
| b 立入検査（医療法第63条） | 15 |
| c 措置命令（医療法第64条第1項） | 1 |
| d 業務停止命令（医療法第64条第2項） | 0 |
| e 役員解任勧告（医療法第64条第2項） | 0 |
| f その他の行政指導 | 52 |

（参 考）医療法関係条文

第63条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

第64条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。

2. 役員報酬の把握状況

| | | |
|----------|----|---------------|
| ・把握している | 1 | 県・局 (1.9%) |
| ・把握していない | 53 | 県・局 (98.1%) |
| 計 | 54 | 県・局 |

3. 非営利性の確保に関して指導・監督を行うに当たり、独自に策定している指導指針や個別に提出を求めている資料等

(1) 独自に策定している指導指針等

- ・ 県独自の「医療法人設立認可基準」を策定
- ・ 決算届提出時に、「医療法人の概要」の提出を求め、営利法人との関連等を確認

(2) 個別に提出を求めている資料等

- ・ 役員報酬内訳
- ・ 関連営利法人との契約書
- ・ 関連営利法人の役員名簿、登記簿謄本
- ・ 関連医療法人の役員名簿

4. 非営利性の確保に関して指導・監督を行うに当たり、支障となる事項、改善が望まれる事項

- ・ 非営利性の基準が不明確
(役員報酬、営利法人との人的・資金関係、理事長の兼務、寄付の適否等)
- ・ 証拠となる書類の特定が困難
- ・ 調査のための人員不足
- ・ 会計に精通している職員が必要
- ・ 全国の不適正事例の公開
- ・ 出資額限度法人の早期制度化

非医師理事長に関する調査

1. 非医師を理事長としている法人数

367法人（把握していない4道府県の所管分を除く。）

2. 要件緩和（平成14年4月）以降の非医師理事長認可件数

| 項 目 | 件 数 |
|--|-----|
| 通知5（2）該当（理事長が死亡等の際に、その子女が医学部在学中か、又は臨床研修終了までの間、配偶者等が就任する場合） | 19 |
| 通知5（3） 該当（特定・特別医療法人） | 4 |
| 通知5（3） 該当（地域医療支援病院経営法人） | 1 |
| 通知5（3） 該当（病院機能評価認定病院経営法人） | 2 |
| 通知5（4）該当（上記（3）以外で都道府県医療審議会の意見を聴いたうえで認可したもの。要件緩和事項） | 47 |
| 合 計 | 73 |

（参 考）要件緩和の内容

- ・ 医療法人の理事長については、「医師又は歯科医師のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない者も選出できる」旨が医療法に定められている。
- ・ 従来は、医師・歯科医師以外の者を理事長として認可すべき事例を限定列挙していた運用基準を改め、「これからの医業経営の在り方に関する検討会中間報告」を踏まえ、平成14年4月に、都道府県知事が個々のケースについて、候補者の経歴、理事会構成等を審査のうえ、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがない場合には認可を行えるよう通知を改正（通知5（4）が要件緩和事項）し、理事長要件を緩和したところである。

3. 各都道府県や都道府県医療審議会において、非医師理事長認可に係る独自の基準制定の有無

- | | |
|---------------|-------------|
| ・独自の基準を定めている | 15 県（31.9%） |
| ・独自の基準を定めていない | 32 県（68.1%） |
| 計 | 47 県 |

4. 独自の基準を定めている場合、その基準の内容

（別紙）参照

5. 非医師理事長の主な経歴（前職など）

- ・医療法人の常務理事、理事、事務長、相談役
- ・銀行出身者
- ・社会福祉法人の理事長
- ・学校法人の評議員
- ・行政出身者（市助役）
- ・県・市議会議員

医療法人の経営情報の開示状況調査

1. 自主的に決算書類の開示を行っている医療法人数（把握していない49都道府県・厚生局の所管分を除く。）

| 項 目 | 法人数(割合) | 全法人数 |
|----------------------|------------|--------|
| 特定医療法人 | 12 (3.4%) | 356 |
| 特別医療法人 | 0 (0.0) | 29 |
| 地域医療支援病院を運営する法人 | 0 (0.0) | 4 |
| 国、自治体から運営費補助を受けている法人 | 5 (-) | - |
| 上記以外の法人 | 3 (-) | - |
| 合 計 | 20 | 37,306 |

2. 決算情報開示を推進するために必要と考えられる事項

- ・義務化すべき（17県・局）
- ・啓発
- ・決算状況の広告の解禁

医療法人に対する情報周知に関する状況調査

1. 医療法人の指導・監督に関する通知等の所管医療法人への周知の有無

- ・周知している 40 県・局（74.1%）
- ・周知していない 14 県・局（25.9%）
- 計 54 県・局

2. 所管医療法人への周知の方法

- ・個別に通知 4 県・局（10.0%）
- ・関係団体を通じて周知 36 県・局（90.0%）
- 計 40 県・局

(別紙)

非医師理事長の認可に関し、独自の基準を定めている場合、その基準の内容例

1. 必要性

- ・ 医師又は歯科医師でない者を理事長に選任する理由が明確であること。

2. 候補者の経歴

- ・ 当該法人の理事として相当期間経営を担当していること。
- ・ 医療経営学、医療経済学その他医療に関する相当の知識を有すること。
- ・ 当該法人の理事以外の職業を有するなどにより、理事長の職務が適切に執行できないおそれがないこと。
- ・ 当該法人と関係がある特定の営利法人の経営に参画していないこと。

3. 理事会の構成

- ・ 医師又は歯科医師である理事が理事総数の概ね3分の2(2分の1)以上であること。
- ・ 理事のうち親族関係など特殊な関係がある者の割合が概ね3分の1(2分の1)以下であること。

4. 法人運営

- ・ 過去5年間(3年間)にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている既存の法人であること。
- ・ 病院等立入検査・保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他法令違反がないこと。
- ・ 過去5年間の収支が黒字であるか、収支が赤字の年度があった場合であっても、直近の年度が黒字であるなど経営が改善する傾向にあり、貸借対照表上、債務超過となっていないこと。